

選挙運動用自動車使用証明書（自動車）

次のとおり選挙運動用自動車を使用したものであることを証明します。

令和 6 年 月 日

令和 6 年 7 月 28 日 執行 大阪府議会議員補欠選挙（河内長野市選挙区）

候補者氏名

記

運送等契約区分 [該当する方の番号に○をし てください。]	1 一般乗用旅客自動車運送 事業者との運送契約によ る場合	2 左に掲げる場合以外の場合	
運送事業者等の氏名又は名称及び住所 並びに法人にあってはその代表者の氏 名			
車種及び自動車登録番号又は車両番号	運送等年月日	運送等金額	備 考
	令和 6 年 月 日	円	
	令和 6 年 月 日	円	
	令和 6 年 月 日	円	
	令和 6 年 月 日	円	
	令和 6 年 月 日	円	
	令和 6 年 月 日	円	
	令和 6 年 月 日	円	
	令和 6 年 月 日	円	
	令和 6 年 月 日	円	
	令和 6 年 月 日	円	

(注) 裏面の備考をよくお読みください。

備 考

- 1 この証明書は、使用の実績に基づいて、**運送事業者等ごとに別々に作成**し、「請求書」の用紙とともに候補者から運送事業者等に提出してください。
- 2 運送事業者等が大阪府に支払を請求するときは、この証明書を**請求書に添付**してください。
- 3 **この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、運送事業者等は、大阪府に支払を請求することはできません。**
- 4 公費負担の限度額は、選挙運動用自動車1台につき1日当たり次の金額までです。
 - (1) 一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約による場合 64,500円
 - (2) (1)以外の場合 16,100円
- 5 同一の日において一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約（「運送等契約区分」欄の1）とそれ以外の契約（「運送等契約区分」欄の2）とのいずれもが締結された場合には、公費負担の対象となるのは候補者の指定する一の契約に限られていますので、その**指定をした一の契約のみ**について記載してください。
- 6 同一の日において一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約又はそれ以外の契約により2台以上の選挙運動用自動車を使用される場合には、公費負担の対象となるのは候補者の指定する1台に限られていますので、その**指定をした1台のみ**について記載してください。
- 7 5の場合には候補者の指定した契約以外の契約及び6の場合には候補者の指定した選挙運動用自動車以外の選挙運動用自動車については、大阪府に支払を請求することはできません。
- 8 **免責補償料を含む契約をしている場合は、運送等金額欄には免責補償料を除いた額を記入し、免責補償料は備考欄に記入してください。**